

# Guideline on Interviewing Children and Young People

## 子供および若年者に対するインタビューに関するガイドライン

### はじめに

経済的および社会的な目的で、子供および若年者に対してかなりの数の調査が行われている。これは公正かつ有益な調査のかたちではあるが、ICC/ESOMAR 国際綱領 第 6 条にあるように、特別な配慮と事前の対策がリサーチャーの責務として求められている。このガイドラインは、そうした“特別な配慮”に関するより詳しい事項について明確にしたものである。また、ここでは倫理的事項を中心としてとりあげており、調査の技術的問題に関してはとりあげていない。

子供及び若年者に対して調査を実施する際には：

- 子供および若年者自身の福利が最優先に配慮されること。すなわち、インタビューを受けたことで損害を受けたり、不利益を被らないようにする。
- 調査対象になった子供の親や成人、あるいは調査対象になった若年者が、調査後の安全性、権利、そして利益が完全に保護されていると確信できるようでなければならない。
- 当該プロジェクトにかかわるインタビューアーおよびその他リサーチャーは、子供および若年者が調査対象になった場合に起こりうる誤解や違法行為の申し立てを防がなければならない。
- 子供および若年者を対象に行われるすべての調査が、ハイレベルな倫理基準を遵守して行われ、調査対象になった子供および若年者を不当に扱う可能性は一切ないと関係当局や世間一般が、確信できるようでなければならない。

ただ難しい点は、現状で、“子供”“若年者”等、に関する共通の国際的な定義が存在しないという点である。1つの国の中でさえ、その調査活動の状況によりその定義が違っているのである。先に挙げたような目標を達成するために、子供の認知力といった要素をもとに共通の定義をまとめることが困難なため、このガイドラインでは、これに関しては簡単かつ実践的に取り上げている。しかしながら、次に挙げる手順は子供および若年者

に対して調査を行う際に取り入れられるべきである：

- 1) リサーチャーは国内法規に従わなければならない。
- 2) 国で定める規定がない場合は、“子供”については“14歳未満”、また、“若年者”については“14歳から17歳”と定義するものとする。

このように子供の年齢群の差違により、異なった原則を詳細に規定しようとすることは実践的ではないように思われる。しかしながら、7歳の子供と13歳の子供とでは、たしかに、おなじ質問、もしくは、話題について聞くことはできず、こうした点は通常、倫理的問題というよりもむしろ常識上、また、調査実施原則上の問題なのである。ただ、リサーチャーは、こうした調査の繊細な性質やインタビューの場面は、つまり、すべての年齢層の子供もしくは若年者に対するインタビューには、例外的な配慮が要求されることを意味する、という点に、十分注意を払わなければならない。その主要な基準となるのは常に、親、その子供の成人に、当該インタビューの状況や内容について聞かれた場合、驚きや不安を与えない程度でなければならないというもの

さらに、子供もしくは若年者に対するインタビューでは、すべての点で、ICC/ESOMAR 国際綱領にある基本原則、データ保護法、その他関連規定、また国で定める調査実施規定を遵守しなければならない。

## 要求事項

### (a) 14歳以下の子供の場合

1. 当該調査が“保護された環境”（すなわち、学校もしくは娯楽施設等、子供の保護に関して権限のある関係者がすべての責任を負っているような場所）で行われる場合は、その現場を監督する関係者（教師、等）の許可がインタビュー実施前に得られていなければならない。
2. その他の状況下 家中、路上、その他公共の場、等 では、親、成人、または親が子供に対する責任を与えたその他の人物（たとえば、子供の世話をしている人物、ベビーシッター、もしくは近所に住む人物、等）の許可がインタビュー実施前に得られていなければならない。そ

の子供に大人が同伴していない場合は、どのような状況であっても、子供に対してインタビューを実施してはならない。

- 3 . 子供に責任を負う人物に対し、インタビュー実施の許可を求める際には、許可するかどうかの判断ができるように、そのインタビューに関する十分な情報を提供しなければならない。その人物が実際の質問を見聞きできることが現実的でない場合には、微妙な質問、困惑させる可能性のある質問について説明するとともに、インタビューのテーマと主な内容について説明しなければならない。そのインタビューを成人が許可したのかを記録する必要があるが、通常、インタビューの許可は書面でとる必要はない。
- 4 . 子供を対象にしたインタビューを実施する場合、インタビューが実施されている間は、子供に対して責任を負う人物が、インタビュアーとは別に子供のすぐ近くに同席することが通常は望ましい。この点は、家の中でインタビューする場合は特に重要であるが、こうした責任を負う人物が同じ部屋にいる必要はない。これは、例えば、回答にバイアスが生じてしまう場合など、調査上の理由から望ましくない場合があるためである。
- 5 . 子供が製品テストに関して質問を受ける場合には、子供に対して責任を負う人物がその製品を見てみたり希望があれば試したりすることが認められていなければならない。

## (b) すべての子供と若年者の場合

- 6 . 製品テストに関しては、リサーチャーは以下のことをチェックし特別な配慮をしなければならない。
  - 食料品、菓子類、等の飲食、もしくは、玩具、等の使用が安全であるということ。リサーチャーはこの点について、調査後、当該商品により不都合な結果が生じた場合に、法的な責任を示すものとなる場合があるので、通常、書面にて商品提供者に確認を取らなければならない。
  - 子供もしくは若年者が調査に関係してアレルギーにかからないということ。（たとえば、ナッツを含む製品に対して、等）
  - 子供および若年者が、違法行為に関わらないものであるということ。（たとえば、アルコール飲料の未成年者による摂取、等）

- 当該製品に関する親、もしくは成人の見解が適切である場合、また、子供もしくは若年者に製品を試すことを希望しない場合はそれに従うこと。

7. リサーチャーは、どの項目がインタビュー上安心して実施できるかを考慮する際、調査の対象となる子供もしくは若年者の成長度合いを考慮しなければならない。幼い子供を対象にしたインタビューの際に、ある特定の質問（例えば、子供を怖がらせてしまうような内容、等）が必然的に避けられない場合でも、事前に適切な注意が払われていれば、年長の子供に対しては十分配慮したうえでこうした内容を扱うことができる場合もある。これは、倫理上の問題であると同時に、優良な調査実施原則上の問題でもある。子供および若年者のインタビューの際に特別な配慮が必要な例とは、彼らの仲間の中での他の子供との関係といった、彼らを当惑させたり不安にさせたりする内容、もしくは、彼らと両親との関係が緊張するような危険性のある内容、等である。
8. 上記7項にあるような特別な配慮が必要な調査内容を盛り込むことに、重要かつ正当な理由がある場合は（特に幼い子供を対象とした場合や、可能であれば、14歳から17歳の年長の子供の場合にも）、子供に対して責任を負う人物に、このことについて十分な説明を行い、同意を得なければならない。また、子供もしくは若年者がその質問により、不安になったり、当惑したり、傷つけられることのないような手順をとる必要がある。
9. 一般的に、子供と若年者を対象とした調査に子供や若年者専門のインタビュアーは必要ではない。経験を積んだインタビュアーの多くが、この種の調査の訓練を受けているといえる。しかしながら、年長の子供、また、特に幼い子供の保護に関する両親や世間一般からの関心の高まりにともない、こうしたインタビューの実施担当者は、その責任として、子供に適しているかどうかインタビュアーを十分選別しなければならない。子供に対するインタビュアーのマナーや行動は、世間一般からの疑念を抱かせるものでなく、確実に信頼を抱かせるものでなければならない。インタビュアーがフルタイムもしくはパートタイムのどちらで働いているかにかかわらず、こうした業務をする際には、特にインタビューでの事前の配慮、親や成人の許可を得る際の正しい方法、子供との十分な親和を作り出すのに必要な特別な手順、等について、特別なトレーニングを受けなければならない。インタビュアーは、ICC/ESOMAR 国際綱領や当ガイドライン、また、子供と若年者に対するインタビューに関する国内法規やガイドラインに、ともに、十分精通し、遵守しなければならない。
10. 電話、もしくは、インターネット調査の場合は、最初の接触の際に、回答者の年齢を判別したり、

適切な後見人からインタビューに必要な許可を得ることが、たいていは困難である。しかしながら、こうした困難な点があっても、リサーチャーは、当ガイドラインで定められた原則に従って実施するように努めなければならない。このことは、ある種の調査は実施すべきでないという意味である。また、当ガイドラインに沿った調査の実施に際し、疑念、もしくは、ガイドライン規定以外の処理がより適当であるというような特別な場合があれば、リサーチャーは ESOMAR プロフェッショナル・スタンダード委員会もしくは国の市場調査団体機関に意見を求めなければならない。